

公 示

第 2 3 号

「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」「一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領」「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」の一部改正について

令和 5 年 5 月 3 1 日

東北運輸局長 田中 由紀

「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」「一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領」「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」(平成 1 3 年 1 2 月 2 5 日付け公示第 7 1 号)の一部を次のように改正したので公示する。

一般乗合旅客自動車運送事業に関し、道路運送法第9条に基づく「運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」、「実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領」並びに「運賃及び料金に関する制度」を下記のとおり定めたので公示する。

平成13年12月25日

東北運輸局長 島田 知明

記

1. 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針
別紙1 のとおり
2. 一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領
別紙2 のとおり
3. 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度
別紙3 のとおり

附 則（平成13年12月25日公示第71号）

1. この公示は、平成14年2月1日以降に処分するものから適用する。
2. 平成6年9月1日付け公示第31号「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃料金認可申請の審査基準及び標準処理期間について」及び平成7年9月6日付け自旅第191号「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」は平成14年1月31日限りこれを廃止する。

附 則（平成18年9月19日公示第70の2号）

この公示は、平成18年10月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成20年6月30日公示第54号）

この公示は、平成20年7月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成24年7月31日公示第32号）

この公示は、平成24年7月31日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成25年10月1日公示第45号）

この公示は、平成25年10月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（令和3年12月28日公示第89号）

この公示は、令和3年12月28日以降に申請するものから適用する。

附 則（令和5年5月31日公示第23号）

この公示は、令和5年5月31日以降に申請、届け出るものから適用する。

一般乗合旅客自動車運送事業に関し、道路運送法第9条に基づく「運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」、「実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領」並びに「運賃及び料金に関する制度」を下記のとおり定めたので公示する。

平成13年12月25日

東北運輸局長 島田 知明

記

1. 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針
別紙1 のとおり
2. 一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領
別紙2 のとおり
3. 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度
別紙3 のとおり

附 則（平成13年12月25日公示第71号）

1. この公示は、平成14年2月1日以降に処分するものから適用する。
2. 平成6年9月1日付け公示第31号「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃料金認可申請の審査基準及び標準処理期間について」及び平成7年9月6日付け自旅第191号「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」は平成14年1月31日限りこれを廃止する。

附 則（平成18年9月19日公示第70の2号）

この公示は、平成18年10月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成20年6月30日公示第54号）

この公示は、平成20年7月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成24年7月31日公示第32号）

この公示は、平成24年7月31日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成25年10月1日公示第45号）

この公示は、平成25年10月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（令和3年12月28日公示第89号）

この公示は、令和3年12月28日以降に申請するものから適用する。

附 則（令和5年5月31日公示第23号）

この公示は、令和5年5月31日以降に申請、届け出るものから適用する。

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針の一部改正案 新旧対照表

改 正	現 行
<p>第2 上限認可の対象 上限認可の対象は、次のとおりとする。</p> <p>1. 業種区分 (略)</p> <p>2. 運賃及び料金の種類 上限認可の対象となる運賃及び料金の種類は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 片道普通旅客運賃 (略)</p> <p>(2) 通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃</p> <ul style="list-style-type: none"> 1ヶ月定期旅客運賃の算出方法を認可対象とし、これを基礎として設定通用期間に応じて算定される額を、当該定期旅客運賃の上限認可額とする。 <p>ただし、1ヶ月定期旅客運賃以外の設定通用期間に係る定期旅客運賃の算出方法の認可を受ける場合は、この限りではない。</p> <p>(3) 普通回数旅客運賃</p> <ul style="list-style-type: none"> 券片式、カード式等の乗車券の形態を問わず、割引率の最も低いもの(割引を行わないものを含む。)の算出方法を認可の対象とし、これを基礎として券片数等の異なる回数に応じて算定される額を、当該回数旅客運賃の上限認可額とする。 <p>ただし、異なる券片数等に応じた異なる割引率による回数旅客運賃の算出方法の認可を受ける場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 届出の対象となる料金以外の料金</p> <p>なお、バスの業種区分ごとに設定を義務付ける上限運賃の種類は以下のとおりとし、これ以外の上限運賃の設定は事業者の任意とする。</p> <p>イ. 上限認可対象の業種区分：片道普通旅客運賃の設定</p> <p>ロ. 一般バス：制度通達Ⅱ. 第5. 5-2. 3. (1)、第5. 5-3. 3. に定める通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃の設定(1ヶ月定期旅客運賃に限る。)又は普通回数旅客運賃の設定(割引率の最も低いもの(割</p>	<p>第2 上限認可の対象 上限認可の対象は、次のとおりとする。</p> <p>1. 業種区分 (略)</p> <p>2. 運賃及び料金の種類 上限認可の対象となる運賃及び料金の種類は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 片道普通旅客運賃 (略)</p> <p>(2) 通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃</p> <ul style="list-style-type: none"> 1ヶ月定期旅客運賃の上限を認可対象とし、これを基礎として設定通用期間に応じて算定される額を、当該定期旅客運賃の上限認可額とみなす。 <p>ただし、1ヶ月定期旅客運賃以外の設定通用期間に係る定期旅客運賃の上限の認可を受ける場合は、この限りではない。</p> <p>(3) 普通回数旅客運賃</p> <ul style="list-style-type: none"> 券片式、カード式等の乗車券の形態を問わず、割引率の最も低いもの(割引を行わないものを含む。)を上限認可の対象とし、これを基礎として券片数等の異なる回数に応じて算定される額を、当該回数旅客運賃の上限認可額とみなす。 <p>ただし、異なる券片数等に応じた異なる割引率による回数旅客運賃の上限の認可を受ける場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 届出の対象となる料金以外の料金</p> <p>なお、バスの業種区分ごとに設定を義務付ける上限運賃の種類は以下のとおりとし、これ以外の上限運賃の設定は事業者の任意とする。</p> <p>イ. 上限認可対象の業種区分：片道普通旅客運賃の設定</p> <p>ロ. 一般バス：制度通達Ⅱ. 第5. 5-2. 3. (1)、第5. 5-3. 3. に定める通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃の設定(1ヶ月定期旅客運賃に限る。)又は普通回数旅客運賃の設定(割引率の最も低いもの(割</p>

引を行わないものを含む。)に限る。)ただし、制度通達Ⅰ. 2. (8)に定める特別初乗運賃に係るものを除く。

3. 運賃及び料金の額

上限認可の対象となる運賃及び料金の額は、運賃及び料金ごとに原則として、制度通達Ⅱ第4. に定める計算方法により算定された確定額とする。

ただし、基準賃率により片道普通旅客運賃を算出する運賃の制定形態にあつては、制度通達Ⅱ. 第3. 3. に定める初乗運賃額を除き、基準賃率及び算出方法を認可の対象とし、これを基礎として算定された額を上限運賃額とする。

なお、基準賃率により片道普通旅客運賃を算出する運賃の制定形態にあつては、制度通達Ⅱ第3. 1. 又は2. で定める運賃を設定する場合は、その運賃調整の方法を具体的に定めるものとする。

4. 運賃及び料金の適用方法

上限認可の対象となる運賃及び料金の適用方法は、制度通達Ⅱ. 第5に定めるところにより、運賃及び料金の種類ごとにその適用範囲を具体的に定めたものとする。

5. 運賃及び料金の制定形態及び設定地域 (略)

第5 上限運賃の水準に関する特例

1. 参入事業者の上限運賃の水準 (略)

2. 特定路線運賃

自社又は他社の路線と競合する場合に共通乗車等利用者の利便を図る観点から運賃調整が必要な場合、又は運賃設定上の不合理を調整する場合にあつては、自社の基準賃率等により算出される上限運賃額を上回る運賃額の設定を制度通達Ⅱ. 第3. 1に定めるところにより特定路線運賃として設定することができるものとする。ただし、当該運賃額は、実施運賃額が常にこれと同額となる確定上限額として取り扱う。

なお、制度通達Ⅱ. 第3. 2に定めるところにより、設定地域において運行回数等のウェイト面で主として経営する事業者の路線(均一制、特殊区間制又は地帯制の場合に限る。)と競合(いわゆる面的に競合)するため、当該事業者の運賃額に同調して設定する路線の運賃(1. の場合を含む。)については、通常の上限運賃の取り扱いとし、特定路線運賃とはみなさないもの

引を行わないものを含む。)に限る。)ただし、制度通達Ⅰ. 2. (8)に定める特別初乗運賃に係るものを除く。

3. 運賃及び料金の額

上限認可の対象となる運賃及び料金の額は、運賃及び料金ごとに原則として、制度通達第5に定める計算方法により算定され運賃表(いわゆる三角表等)に明記される確定額とする。

5

4. 運賃及び料金の適用方法

上限認可の対象となる運賃及び料金の適用方法は、制度通達Ⅱ. 第5に定めるところにより、運賃及び料金の種類ごとにその適用範囲を具体的に定めたものとする。

5. 運賃及び料金の制定形態及び設定地域 (略)

第5 上限運賃の水準に関する特例

1. 参入事業者の上限運賃の水準 (略)

2. 特定路線運賃

自社又は他社の路線と競合する場合に共通乗車等利用者の利便を図る観点から運賃調整が必要な場合、又は運賃設定上の不合理を調整する場合にあつては、自社の基準賃率等により算出される上限運賃額を上回る上限運賃額の設定を制度通達Ⅱ. 第3. 1に定めるところにより特定路線運賃として認めることができるものとする。ただし、当該上限運賃額は、実施運賃額が常にこれと同額となる確定上限額として取り扱う。

なお、制度通達Ⅱ. 第3. 2に定めるところにより、設定地域において運行回数等のウェイト面で主として経営する事業者の路線(均一制、特殊区間制又は地帯制の場合に限る。)と競合(いわゆる面的に競合)するため、当該事業者の運賃額に同調して設定する路線の運賃(1. の場合を含む。)については、通常の上限運賃の取り扱いとし、特定路線運賃とはみなさないもの

とする。

3. 初乗運賃
(略)

4. 割増運賃

制度通達Ⅱ. 第3. 4に定めるところにより一般バスで深夜早朝に運行する場合等については、自社の基準賃率により算出される上限運賃額を上回る運賃額を割増運賃として設定することができるものとする。

この場合においては、当該割増運賃の額が適用の対象となる輸送に係る上限運賃額とする。

第7 その他

1～4 (略)

5 実施時期等

本処理方針は、令和5年5月31日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則 (令和5年5月31日 公示第23号)

1 改正日前に申請を受け付けたもののうち、改正日以後に認可するものにあつては、本通達の規定による追加申請がなされた場合において、改正後の規定を適用する。

2 上限運賃の変更を伴わない申請については、当分の間、従前の規定により処理することができる。

る。

3. 初乗運賃
(略)

4. 割増運賃

制度通達Ⅱ. 第3. 4に定めるところにより一般バスで深夜早朝に運行する場合等については、自社の基準賃率により算出される上限運賃額を上回る運賃額を割増運賃として設定することを認めるものとする。

この場合においては、当該割増運賃の額が適用の対象となる輸送に係る上限運賃額とする。

第7 その他

1～4 (略)

5 実施時期等

本処理方針は、令和3年12月28日以降に申請を受け付けたものから適用する。

一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領の
一部改正案 新旧対照表

改 正	現 行
<p>第3 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の内容</p> <p>1 実施運賃は、適用範囲、区間等に応じた確定額によるものとし、運賃表（いわゆる三角表等）にあつては上限運賃額、現行実施運賃額及び変更実施運賃額の別を明確にするものとする。</p> <p><u>また、制度通達Ⅱ．第3．1．又は2．で定める運賃を設定する場合にあつては、上限運賃額ごとに運賃調整の内容を明確にするものとし、第4 1．（1）1）に該当する基本運賃を設定する場合にあつては、当該内容を明確にするものとする。</u></p> <p>なお、道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号。以下「改正法」という。）附則第4条の規定により、認可を受けた若しくは届け出たとみなされる運賃等を引き続き適用しようとする場合は、現行運賃表の訂正等を求めないものとする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p><u>附 則（令和5年5月31日 公示第23号）</u></p> <p><u>1 本取扱要領は、令和5年5月31日以降に届け出るものから適用する。</u></p> <p><u>2 1にかかわらず、施行規則第8条第4項の規定により実施運賃を添付している申請のうち、改正日以後に認可するものにあつては、改正後の規定による追加申請を求めることができる。</u></p>	<p>第3 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の内容</p> <p>1 実施運賃は、適用範囲、区間等に応じた確定額によるものとし、運賃表（いわゆる三角表等）にあつては上限運賃額、現行実施運賃額及び変更実施運賃額の別を明確にするものとする。</p> <p>なお、道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号。以下「改正法」という。）附則第4条の規定により、認可を受けた若しくは届け出たとみなされる運賃等を引き続き適用しようとする場合は、現行運賃表の訂正等を求めないものとする。</p> <p>2～4 （略）</p>

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度の一部改正案 新旧対照表

改正	現 行
<p>I 総則</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(9) 「特定路線運賃」とは、自社又は他社の路線と競合する場合に共通乗車等利用者の利便を図る観点から運賃調整が必要な場合、又は運賃設定上の不合理を調整する場合にあって、自社の基準賃率等により算出される上限運賃額を上回る<u>運賃額</u>の設定を行う運賃をいう。</p> <p>II 上限運賃及び実施運賃</p> <p>第3. 上限運賃の水準に関する特例</p> <p>1. 特定路線運賃</p> <p>次に該当する場合にあっては、自社の基準賃率等により算出される上限運賃額を上回る<u>運賃額</u>の設定を特定路線運賃として設定することができるものとする。ただし、当該<u>運賃額は、実施運賃額が</u>常にこれと同額となる確定上限運賃として取り扱うものとする。</p> <p>(1) 他の事業者との競合路線における運賃調整</p> <p>他の事業者との競合路線において共通乗車の実施等により利用者利便の向上を図ろうとする場合であって、運行回数等のウェイト面で主として経営する事業者の運賃額に調整上げする場合又は同程度の運行回数等であって両者の平均運賃額に調整上げする場合。</p> <p>(2) 自社の路線相互間の運賃調整</p> <p>一部経過地が異なる自社路線の<u>同一停留所間又は近傍停留所間</u>で運賃を同額に設定する必要がある場合であって、運行回数等のウェイト面で主たる路線の運賃額に調整上げする場合又は同程度の運行回数等であって両路線の平均距離による運賃額に調整上げする場合。</p> <p>(3) その他</p> <p><u>これまで(1)又は(2)による運賃調整を行った路線において、引き続き、利用者利便を図ろうとする場合、先乗り安や乗継ぎ安等の不合理を是正する場合又は道路の付け替えに係る新規路線の設定等実質的な並行路線と認められる場合</u></p> <p>2. 面的競合の場合</p>	<p>I 総則</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(9) 「特定路線運賃」とは、自社又は他社の路線と競合する場合に共通乗車等利用者の利便を図る観点から運賃調整が必要な場合、又は運賃設定上の不合理を調整する場合にあって、自社の基準賃率等により算出される上限運賃額を上回る<u>上限運賃額</u>の設定を行う運賃をいう。</p> <p>II 上限運賃及び実施運賃</p> <p>第3. 上限運賃の水準に関する特例</p> <p>1. 特定路線運賃</p> <p>次に該当する場合にあっては、自社の基準賃率等により算出される上限運賃額を上回る<u>上限運賃額</u>の設定を特定路線運賃として認めることができるものとする。ただし、当該<u>上限運賃額実施運賃額</u>を常にこれと同額とする確定上限運賃として取り扱うものとする。</p> <p>(1) 他の事業者との競合路線における運賃調整</p> <p>他の事業者との競合路線において共通乗車の実施等により利用者利便の向上を図ろうとする場合であって、運行回数等のウェイト面で主として経営する事業者の運賃額に調整上げする場合又は同程度の運行回数等であって両者の平均運賃額に調整上げする場合。</p> <p>(2) 自社の路線相互間の運賃調整</p> <p>一部経過地が異なる自社路線の<u>同一停留所間</u>で運賃を同額に設定する必要がある場合であって、運行回数等のウェイト面で主たる路線の運賃額に調整上げする場合又は同程度の運行回数等であって両路線の平均距離による運賃額に調整上げする場合。</p> <p>2. 面的競合の場合</p>

運行回数等のウェイト面で主として経営する事業者が均一制、特殊区間制又は地帯制を採っている都市部において、いわゆる面的に競合する事業者については、次の何れにも該当する場合に限り、原価計算を行わず主として経営する事業者の運賃額と同額までの調整を認めるものとする。

なお、これまでに当該規定による運賃調整を行った路線において、引き続き、利用者利便を図ろうとする場合も同様とする。

- (1) 当該制度適用地域内における全事業者の当該地域運送収入に対して、主として経営する事業者の当該地域運送収入が70%を超える場合、又は、当該競合する事業者の当該地域運送収入が10%未満の場合。
- (2) 当該競合する事業者の全地域運送収入に対して、当該地域運送収入が30%未満の場合。

第4. 運賃及び料金の計算方法等

1. 運賃計算基準賃率

1-3 運賃計算キロ程・時間及び基準賃率の計算単位

(1) 距離制運賃

運賃計算キロ程は、別に定める場合を除いて、各停留所間の実キロ程とする。運賃計算キロ程は、キロ未満1位までとし、2位以下は1位に4捨5入する。なお、各停留所間の実キロ程は、運賃等上限設定（変更）認可申請時に実測のうえ確認するものとし、距離制基準賃率は10銭単位とする。

- (2) 基準賃率計算上の10銭未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) その他基準賃率を用いた標準的な運賃の計算方法については、第7.3.による。

2. 上限運賃の水準に関する特例による割増適用の場合

(1) 特殊割増

割増適用区間の運賃計算キロ程又は上限運賃額のいずれかについて、次の計算による運賃額とする。

- a. 当該停留所間の実キロ程 × (1 + 割増率)
- b. 当該停留所間の上限運賃額 × (1 + 割増率)

(2) (略)

運行回数等のウェイト面で主として経営する事業者が均一制、特殊区間制又は地帯制を採っている都市部において、いわゆる面的に競合する事業者については、次の何れにも該当する場合に限り、原価計算を行わず主として経営する事業者の運賃額と同額までの調整を認めるものとする。

- (1) 当該制度適用地域内における全事業者の当該地域運送収入に対して、主として経営する事業者の当該地域運送収入が70%を超える場合、又は、当該競合する事業者の当該地域運送収入が10%未満の場合。
- (2) 当該競合する事業者の全地域運送収入に対して、当該地域運送収入が30%未満の場合。

第4. 運賃及び料金の計算方法等

1. 運賃計算基準賃率

1-3 運賃計算キロ程・時間及び基準賃率の計算単位

(1) 距離制運賃

運賃計算キロ程は、別に定める場合を除いて、各停留所間の実キロ程とする。運賃計算キロ程は、キロ未満1位までとし、2位以下は1位に4捨5入する。なお、各停留所間の実キロ程は、運賃等上限設定（変更）認可申請時に実測のうえ確認するものとし、距離制基準賃率は10銭単位とする。

- (2) 基準賃率計算上の10銭未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) その他基準賃率を用いた標準的な運賃の計算方法については、第7.3.による。

2. 上限運賃の水準に関する特例による割増適用の場合

(1) 対キロ区間制の場合

割増適用区間の運賃計算キロ程を次式により計算したキロ程とする。

当該停留所間の実キロ程 × (1 + 割増率)

(2) その他の場合

次式により計算する。

当該停留所間の上限運賃額 × (1 + 割増率)

(3) (略)

附 則（令和5年5月31日 公示第23号）

- 1 本制度は、令和5年5月31日以降に申請又は届け出るものから適用するものとする。
- 2 改正日前に申請を受け付けたもののうち、改正日以後に認可するものにあつては、改正後の規定を適用できる。
- 3 上限運賃の変更を伴わない申請については、当分の間、従前の規定によることができる。